

審査実施要領

1. 選考方法

選考は、まず一次審査で書類審査を実施。一次審査の結果により、順位付けを行い、上位3社程度を二次審査対象とする。二次審査では、プレゼンテーション審査を行い、合計得点の高い順から優先交渉権者、および次点交渉権者とする。

2. 一次審査(配点:600点)

審査は安中市ホームページリニューアル業務審査会(以下「審査会」)において以下のとおり書類審査を行い、上位3位以内を選定する。ただし、一次審査の合計点数が300点に満たない者は、二次審査の対象外とする。

2.1 基準点(150点)

- ・ 対象:【別紙1】CMS機能要件一覧表
- ・ 評価方法
 - (1)提案CMSの対応状況を事務局が判定する減点方式とする。
 - ・ 「必須」の項目に×:失格
 - ・ 「推奨」の項目に△:該当1項目につき減点
 - ・ 「推奨」の項目に×:該当1項目につき減点

2.2 提案評価点(350点)

- ・ 対象:企画提案書
- ・ 評価方法
 - 審査会において、各審査員が企画提案書の各項目を評価・採点し、その平均点(小数点以下四捨五入)を得点とする。

2.3 価格点 構築費用(50点)

- ・ 対象:【様式7】費用見積書(構築費用)
- ・ 評価方法
 - (1)費用見積書を事務局が採点する。
 - (2)採点は次のとおり計算し、最低見積価格者の得点は50点となり、その他の者は計算結果に応じた得点(小数点以下四捨五入)とする。
「価格点=50点×(最低見積価格※1÷見積価格※2)」

【別紙3】審査実施要領

※1:全提案者中最も低い見積価格

※2:当該提案者の見積価格

2.4 価格点 保守費用(50点)

・ 対象:【様式8】費用見積書(保守費用)

・ 評価方法

(1)費用見積書を事務局が採点する。

(2)採点は次のとおり計算し、最低見積価格者の得点は50点となり、その他の者は計算結果に応じた得点(小数点以下四捨五入)とする。

「価格点=50点×(最低見積価格※1÷見積価格※2)」

※1全提案者中最も低い見積価格

※2当該提案者の見積価格

3. 二次審査(配点:400点)

一次審査により選定された者によるプレゼンテーション審査を行い、一次審査との合計点数の高い順から優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。

3.1 プレゼンテーション評価点(400点)

・ 対象:プレゼンテーション及び質疑応答

・ 評価方法

審査会において、各審査員がプレゼンテーションの各項目を審査・評価し、その平均点(小数点以下四捨五入)を得点とする。

4. 二次審査(プレゼンテーション)の内容

(1)日時:令和5年2月2日(木)~7日(火)で調整(別途連絡)

(2)場所:安中市役所(別途連絡)

(3)出席者:1提案者3名以内(プロジェクトリーダーは必ず出席すること)

(4)実施時間:1提案者60分以内(プレゼンテーション45分、質疑応答15分)

(5)プレゼンテーションの内容

- ・ 提出した企画提案書のアピールポイントや企画提案書で表現しきれないイメージなどについて説明すること。企画提案書と異なる内容の説明は認めない。
- ・ CMSの特徴的な機能について、デモンストレーションを行うこと。特に、以下の項目について必ず説明すること。
 - テンプレートを利用したページ作成の基本的な操作方法

【別紙 3】審査実施要領

- 公開申請、承認フローの運用方法
- 各課が作成したコンテンツの管理方法、人事異動や組織改正時の組織情報の管理方法
- その他、特にアピールしたい独自機能の操作方法とアピールポイント

(6)プレゼンテーションの順番

プレゼンテーションの順番は、企画提案書を提出した順とする。

(7)その他

プロジェクター、スクリーンは市で準備するが、その他必要な機器は提案者が準備すること。

新型コロナウイルス感染症等の影響により、プロジェクトリーダーが出席できない、もしくは説明を行うことができないなど、二次審査に影響を及ぼす事象が発生した場合、市に対して迅速に電話連絡をし、代理の出席者や説明者について報告すること。

4. 優先交渉権者決定に関する特記事項

4.1 提案者が1社の場合の取り扱い

- (1)一次審査を実施し合計点が300点以上の場合、二次審査を実施する。
- (2)一次・二次審査の合計点が600点以上となった場合に限り、優先交渉権者として選定する。

4.2 一次・二次審査の合計点が同点の場合の取り扱い

- (1)当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」が異なる場合、その得点が高い者から順に優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。
- (2)当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」が同じ場合、「提案評価点」が高い者から順に優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。
- (3)当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」および「提案評価点」が同じ場合、「基準点」が高い者から順に優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。
- (4)当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」「提案評価点」「基準点」が同じ場合、くじ引きにより、優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。